

1, 4, 5ページで申請し、1~3ページの許可をもらう。

道路使用許可申請書

三次警察署長殿



令和6年10月9日

申請者 住所 三次市上志和地町229-1
氏名 末國富雄

道 路 使 用 の 相 通 場 所 又 は 区 間	志賀神社祭礼御旅行列巡行のため 別添の巡回経路図記載のとおり		
期 間	令和6年10月20日12時から 令和6年10月20日17時まで		
方 法 又 は 形 態	・祭礼行列の形態は、別添形態図のとおり ・他車通行時は、交通整理員により片方交互通行		
添 付 書 類	①巡回経路図 ②行列形態図		
現場責任者 住 所	三次市上志和地町229-1		
	氏 名	末國富雄	電 話 090-4529-0810

第 1193 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

別紙のとおり

6.10.11

三次警察署長 印

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用的の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

手数料名	道路使用許可申請手数料		
所属コード 50200	消込区分 700	歳入科目 6481	手数料額 2,400円
<input checked="" type="checkbox"/> ①申請窓口へ提出 <input type="checkbox"/> ②受取窓口で受取			
			

別 紙

許 可 条 件

- 1 道路を使用する時間は、申請のとおりとする。
- 2 道路使用の場所では、他の交通の状況等を把握し、必要な指示をして安全円滑な交通を確保すること。
- 3 必要に応じて交通誘導員を配置し、交通誘導をさせること。

指 導 事 項

- 1 本許可証は現場責任者に携帯させておくこと。
- 2 責任者は参加者全体に対して交通の安全を図るための必要な指示をすること。
- 3 警察官の指示に従うこと。

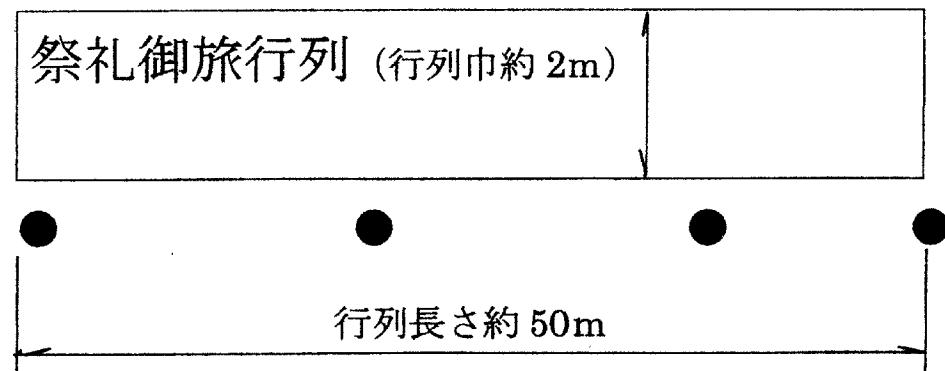
別紙

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます

（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります）。

行列形態図 (志賀神社)



巡回経路図

